

市民と行政との協働事業 の実績調査について

令和5年度 協働実績 **281** 件
(昨年度調査から4件増)

①市民協働事業

市民と行政とがそれぞれの主体性のもとに、
協力して行う事業

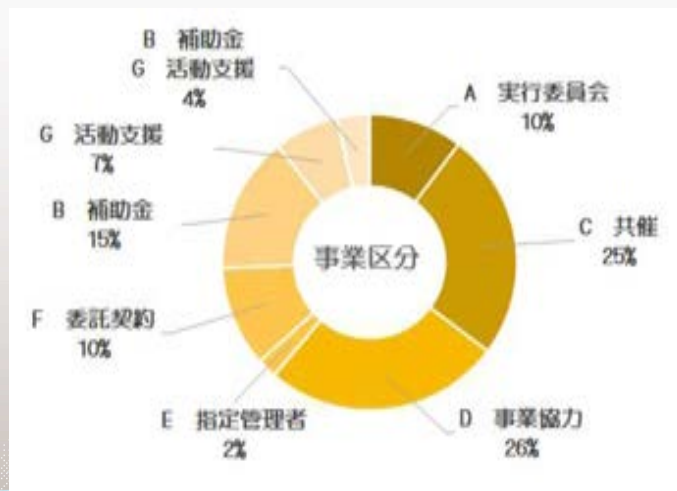
②市民協力事業

行政の主体性のもとに行い、市民の協力を得
て実施する事業

③市民活動支援事業

市民の主体性のもとに行い、行政の支援を得
て実施する事業

事業形態	①市民協働事業		②市民協力事業			③市民活動支援事業		
	99		110			72		
事業区分	A 実行委員会	C 共催	D 事業協力	E 指定管理者	F 委託契約	B 補助金	G 活動支援	B 補助金 G 活動支援
	29	70	73	6	31	42	20	10



①市民協働事業

【実行委員会】

市の複数の団体が新たな組織（実行委員会・協議会等）を設立し、その組織が事業を主催するもの

- ・北の恵み 食べマルシェ
- ・バーサーロペット・ジャパン
- ・旭川ハーフマラソン
- ・けんスポ！
- ・北彩都あさひかわ冬のガーデン
- ・旭川市スポーツ合宿誘致等推進協議会
- ・ジオパーク構想推進事業 など

【共催】

市と市民がともに主催者となって事業を実施するもの

- ・公民館での生涯学習の取組
（小学生向け料理教室、介護予防教室、地域の子どもたちの居場所づくり・地域との交流促進 等）
- ・高齢者文化祭
- ・雪あかりの動物園
- ・青少年非行防止活動
- ・火災予防運動
- ・マンション管理セミナー など

民間の知識やノウハウを取り入れ、サービスの質の向上を図るため、
市民と対等な立場に立ち、積極的に協働が行われている。

②市民協力事業

【事業協力】

市の主催する事業に、市民が参加・協力するもの

- ・交通安全呼びかけ運動への支援
- ・手話施策に係る意見交換会
- ・児童虐待防止啓発活動
- ・うぶごえへの贈りもの事業
- ・おもちゃの修理屋さん
- ・地域除雪活動
- ・市民協力花壇づくり
- ・「こども110番の家」の「旗」 など

【指定管理者】

指定管理者制度により、市が作成した仕様書に基づき市民が実施するもの

- ・一部の公民館（地域団体が運営）
- ・障害福祉センター
（施設の役割に関するノウハウを持つNPO法人が運営）
- ・公園及びパークゴルフ場の一部管理（地域住民等） など

【委託契約】

指定管理者制度によらず、市が作成した仕様書に基づき市民が実施するもの

- ・認知症予防事業
- ・ファミリーサポートセンター等運営事業
- ・障害者福祉バス管理運営事業
- ・放課後の児童の居場所づくり事業
- ・私の未来プロジェクト事業
- ・女性起業家育成事業 など

サービスの性質が義務的なものについては、行政が主体となりながらも、専門性を高めたり、よりきめ細やかなサービスを提供するために、市民の協力を得ながら実施している。

③市民活動支援事業

【補助金】

市民の主催する公益的な事業に対し、市が金銭的支援を行うもの、または市の施策との関連性から、任意に経費の一部を負担するもの。

- ・市民委員会活動補助金
- ・地域まちづくり推進事業
- ・地域安全活動推進事業
- ・旭川市老人クラブ運営費補助金
- ・再生資源回収奨励金交付制度
- ・旭川市民ギャラリー運営負担金 など

【活動支援】

市民の主催する事業に対し、市が物的（物品提供・会場手配・人的支援）、間接的（連絡調整・広報支援等）支援を行うもの。

- ・あさひかわ買物公園バル
- ・ファミリーコンサート
- ・北星公民館フェスティバル
- ・7条緑道アダプトプログラム
- ・神楽百寿大学サポート事業
- ・愛あい（子どもの居場所づくり事業） など

画一的なサービスを提供するよりも、各地域の実態に合わせた取組により、高い効果が期待できるものも多くあり、行政は財源補助を含めた側面的支援を行いながら、地域の実態に合わせたサービスが、市民により提供されている。